

令和7年度（令和8年度任用）徳島市会計年度任用職員募集案内 【児童館事務補助業務】

令和7年12月15日

徳島市子ども未来部子育て支援課

申込受付期間：令和7年12月15日（月）～令和8年1月9日（金）【必着】

- 1 申込みは、持参又は郵便で行ってください。
- 2 持参による申込みは、開庁日の8時30分から17時まで受付します。
- 3 郵便による申込みは、令和8年1月9日（金）までに到着（必着）したものに限り受付します。
- 4 受付期間経過後の申込みは、一切受付しませんので十分注意してください。

1 募集内容

| | |
|-----------|---|
| 業 務 名 | 児童館事務補助業務 |
| 採用予定人員 | 若干名 |
| 職 務 の 内 容 | 児童館運営に関する事務補助、児童館等の運営業務補助 |
| 勤 務 場 所 | 徳島市役所本館3階 子育て支援課 ※必要に応じ、徳島市立児童館への勤務あり |
| 任 用 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合には、次年度以降も再度任用することがあります。（任用初年度を含めた3年度を限度とします） |
| 受 験 資 格 | 次の(1)から(4)までの要件を満たす人（年齢、学歴は問いません） (1) 保育士資格又は学校教育法の規定による教諭資格等を有する人又は令和8年3月31日までに当該資格を取得できる見込みの人 (2) 任用期間を通じて職務に従事できる人 (3) 児童福祉施設における業務を遂行する能力があり、かつ、パソコンの基本操作（文書作成、表計算等）ができる人 (4) 次のいずれにも該当しない人 ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ②徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 |

| | |
|--|---|
| | <p>④令和8年1月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」による「特定性犯罪」の前科がない人</p> <p>※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。</p> |
|--|---|

2 試験日時・試験場及び合格発表

| 試験日時 | 試験場 | 合格発表 |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|
| 令和8年1月25日（日） 又は子育て支援課が指定する日 | 徳島市役所（徳島市幸町2丁目5番地） | 2月上旬、受験者に文書で通知します。 |

- ※ 試験当日は、周辺道路の混雑防止のため、試験場への車の乗入れは送迎を含め、ご遠慮ください。付近に受験者用の駐車場はありませんので、必ず交通機関等を利用してください。周辺道路・商店等への駐車は固く禁止します。
- ※ 試験場において、スマートフォン、デジタルカメラ、ICレコーダー等による録画・録音行為を禁止します。録画・録音行為を行った場合や不正行為があった場合は、以後の受験を中止し、失格とする場合があります。

3 試験の方法及び内容

| 試験の方法 | 内容 |
|-------|----------------------------------|
| 面接試験 | 主として人物、識見、職務適性、対人関係能力についての個別面接試験 |

4 受験にあたっての注意事項

試験当日持参するもの

受験資格を有することを証明する書類（資格証等）の原本及びそのコピーを持参してください。

※ 受験資格に定める資格取得見込の場合は、後日提出していただきます。

5 合格から採用まで

- (1) 試験の結果、合格者は令和9年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。
- (2) 採用は、原則として令和8年4月1日付けで、合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用される人を決定しますので、合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。
- (3) 予算編成その他の状況により、合格者名簿に登載されても採用にならない場合があります。

- (4) 業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。
- (5) 受験資格に定める資格取得見込で受験し合格した人で、当該資格を取得できなかつた場合は、採用される資格を失うこととなります。
- (6) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (7) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6 受験申込手続

| | | |
|------|------|--|
| 申込方法 | 提出書類 | 申込書 ※ 申込書（両面）の必要事項を記入し（すべて自書）署名してください。申込区分は「児童館事務補助業務」に☑してください。 ※ 写真（縦4.5cm×横3.5cm）1枚を申込書の写真欄に貼ってください。 |
| | 受付期間 | 令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）まで【必着】 |
| | 提出先 | 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市子ども未来部子育て支援課 |
| | 提出方法 | (1) 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（児童館事務補助業務）申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、必ず簡易書留で郵送してください。 (2) 持参の場合は、徳島市役所本館3階子育て支援課へお越しください。（受付時間：開庁日の8:30から17:00まで） |
| | その他 | (1) 提出された書類は、返還できません。 (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報は、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。 |

7 勤務条件

| | |
|------|--|
| 勤務日 | 週5日（原則、月曜日から金曜日） 週休日2日（土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休み |
| 勤務時間 | 週38時間45分 原則、8:30から17:00まで（休憩45分） |

| | |
|------|---|
| 給与 | 月額189,005円～213,622円（地域手当相当額を含む） ※ 徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与（報酬）月額を決定します。 ※ 今後の給与改定の状況によって、支給額が変更されることがあります。 |
| 諸手当 | 給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当（6月・12月）等が支給されます（その他、一定の条件のもと、退職手当の支給があります）。 |
| 休暇 | 任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。 |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 |
| 災害補償 | 公務上の災害又は通勤上の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。（連続する任用期間が通算して1年を超えた場合は、地方公務員災害補償制度が適用されます。） |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） |
| その他 | ・給与支給日：毎月20日 ・健康診断あり |

注記：採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

8 問い合わせ先

徳島市子ども未来部子育て支援課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

Tel 088-621-5192